

吸收分割に係る事前開示書面  
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項)

2021 年 8 月 16 日

株式会社ミダック

2021 年 8 月 16 日

## 吸收分割に関する事前開示書面

静岡県浜松東区有玉南町 2163 番地  
株式会社ミダック  
代表取締役社長 加藤 恵子

当社は、2021 年 7 月 21 日付で、株式会社ミダックはまな(住所:静岡県浜松市西区大山町 3564 番地の2、以下「吸收分割承継会社」という。)との間で締結した吸收分割契約に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社が行う事業のうち、廃棄物処分事業(関事業所を除く)、収集運搬事業(産業廃棄物の収集運搬事業)、仲介管理事業に関して当社が有する権利義務を、吸收分割承継会社に承継させる吸收分割(以下「本分割」という。)を行うことといたしました。

当社が会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 記

#### 1. 吸收分割契約(会社法第 782 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

#### 2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

吸收分割承継会社は、本分割に際し、当社に対し、承継する権利義務の対価としての金銭等の交付は行いません。

この定めは、当社が、吸收分割承継会社の発行株式の全部を所有していることから、相當であると判断しております。

#### 3. 会社法第 758 条第 5 号又は第 6 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(会社法施行規則第 183 条第 3 号)

当該事項はございません。

#### 4. 吸收分割承継会社についての事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第4号ハ)

2022年10月1日を効力発生日として、当社が行う事業のうち、新規最終処分事業に関して当社が有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割契約を締結しました。なお、本分割は、2021年6月29日に開催の当社第57回定時株主総会において決議承認されており、本承継に伴う業績への重大な影響は見込んでおりません。また、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生についても、現在想定しておりません。

5. 当社(吸収分割株式会社)についての事項(会社法施行規則第183条第5号)

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ)

当社は、2021年10月1日を効力発生日(予定)として、当社が計画中の新規最終処分場を略式吸収分割する契約を2021年5月25日付で締結しました。なお、本承継に伴う業績への影響は見込んでおりません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社(吸収分割株式会社)の債務及び吸収分割承継会社の債務(当社が本件吸収分割により吸収分割承継会社に承継せるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

(1) 当社(吸収分割株式会社)について

本分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本分割効力発生日以降の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定しておりません。

したがって、当社の債務については、本分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

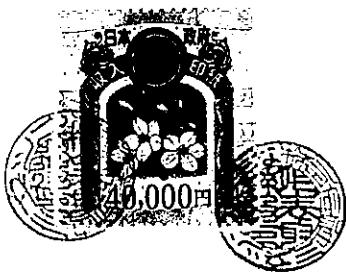
(2) 吸収分割承継会社について

本分割後の吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本分割効力発生日以降の吸収分割承継会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定しておりません。

したがって、吸収分割承継会社の債務については、本分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1 吸收分割契約書



## 吸收分割契約書

株式会社ミダック（以下「甲」という。）および甲100%出資の株式会社ミダックはまな（以下「乙」という。）は、甲の営む廃棄物処分事業（処理施設）、収集運搬事業（産業廃棄物の収集運搬事業）及び仲介管理事業（以下「本事業」という。）の吸收分割に関し、次のとおり契約を締結する。

### （吸收分割）

第1条 甲は、本事業を分割し、乙は本事業を承継する。

### （吸收分割対価の交付）

第2条 乙は、吸收分割に際して、乙の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債、金銭その他の対価を交付しないものとする。

### （増加すべき資本金および準備金）

第3条 吸收分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

### （分割により承継する権利義務）

第4条 甲は、令和3年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、効力発生日前までの増減を加味した資産、負債及び権利義務を、効力発生日において乙に引き継ぐ。

- 2 甲は、令和3年4月1日から効力発生日前日に至る間の資産および負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を乙に明示する。
- 3 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受けの方法による。

### （吸收分割承認総会）

第5条 甲は、令和3年8月31日に株主総会（以下「吸收分割承認総会」という。）を開催し、本契約書の承認および吸收分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、吸收分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙が協議の上これを変更することができる。

### （吸收分割の効力発生日）

第6条 吸收分割の効力発生日は、令和4年4月1日とする。ただし、吸收分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙が協議の上これを変更することができる。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲および乙は、本契約締結後、吸收分割期日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙が協議し合意の上、これを行う。

(従業員の処遇)

第8条 甲および乙は、本件事業に主として従事する甲の従業員については、効力発生日において全員乙が引継ぎ、以降乙の従業員として雇用する。  
甲における勤続年数は乙において通算する。

(吸收分割条件の変更、吸收分割契約の解除)

第9条 本契約締結の日から吸收分割期日までの間において、天変地異その他の事由により甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙が協議の上吸收分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(競業避止義務の免除)

第10条 甲は、本会社分割にかかるらず、乙に対し、競業避止義務を一切負わないものとする。

(吸收分割契約の効力)

第11条 本契約は、第5条に定める甲の吸收分割承認総会の承認、または法令に定める関係官庁等の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、吸收分割に関し必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3 年 7 月 21 日

甲 静岡県浜松市東区有玉南町 2163 番地

株式会社 ミダック

代表取締役 加藤 恵子



乙 静岡県浜松市西区大山町 3564 番地の 2

株式会社 ミダックはまな

代表取締役 熊谷 裕之



## 別紙

### 承継権利義務明細表

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和3年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

(1) . 流動資産	2,234,703 千円
(2) . 有形固定資産	2,419,205 千円
(3) . 無形固定資産	33,334 千円
(4) . 投資その他の資産	81,668 千円

#### 2. 承継する負債

(1) . 流動負債	2,435,244 千円
(2) . 固定負債	1,925,562 千円

#### 3. 承継する雇用契約等

甲が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する、本事業に従事する甲の従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイトのほか、内定者（本事業に主として従事することが予定されている者）を含む。）との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

#### 4. 承継するその他の権利義務

##### (1). 雇用契約以外の契約

本事業に関して取引先との間で締結している取引基本契約、賃貸借契約等その他の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、次の権利義務を除く。

- ・乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務
- ・契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。

- ・契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

(2). 許認可等

本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもののうち、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち、本件吸収分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったものを除く。

以上



別紙2 最終事業年度に係る計算書類等

## 事 業 報 告

[ 自 2020 年 4 月 1 日  
至 2021 年 3 月 31 日 ]

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月には政府による緊急事態宣言が発出され、外出自粛要請等により景気は急速に悪化しました。緊急事態宣言後は、段階的な経済活動の再開も見られ、国内においても株高となる等、徐々に景気回復の兆しが見られましたが、第2波、第3波と感染者は再び増加し、2021年1月には、二度目の緊急事態宣言が発出されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

廃棄物処理業界におきましては、国内製造業の生産活動の回復につれ、廃棄物の受託量も徐々に増加してまいりました。また、当社の主要地域であります中部地域におきましても、自動車産業の生産は、年次以降、本格的な回復を見せており、廃棄物受託量に関してもコロナ前水準近くまで回復してまいりました。一方で、浜松市を中心とした飲食店などは、コロナ禍における感染対策の実施により、客足には回復の兆しが見られるものの、廃棄物の排出に関しては依然として低調な推移となりました。

このような状況において、当社は「コア事業の強化」の方針のもと、収益力強化ならびにグループシナジーの促進に取り組んでまいりました。

最終処分場を有する当社は、親会社でありますミダックと連携し、廃棄物の受入強化に努めてまいりました。廃棄物の受入体制につきましては、旺盛な最終処分場への需要が継続する中、残余量を最大限活用すべく受入単価の高い廃棄物の受注に注力してまいりました。また、グループ会社から排出される廃棄物の処理につきましては、当社でこれを内製化するなど、グループの利益向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,315百万円(前年同期比20.7%増)、営業利益は1,647百万円(同20.2%増)、経常利益は1,666百万円(同21.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,054百万円(同20.5%増)となりました。

(2) 事業の経過及びその成果

区分	第31期 (2018年3月期)	第32期 (2019年3月期)	第33期 (2020年3月期)	第34期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高(千円)	1,250,279	1,619,930	1,917,875	2,315,551
経常利益(千円)	861,624	1,136,860	1,376,740	1,666,800
当期純利益(△) 又は純損失(△)(千円)	552,821	720,325	875,500	1,054,946
1株当たり当期純利益(円) 又は純損失(△)(円)	2,764,106.54	3,601,628.73	4,377,502.92	5,274,730.40
総資産(千円)	2,046,774	1,936,646	2,263,986	3,078,473
純資産(千円)	575,553	895,879	1,371,379	1,976,325
1株当たり純資産額(円)	2,877,766.70	4,479,395.42	6,856,898.34	9,881,628.74

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底や有効なワクチンの普及により、景気は徐々に回復基調となることが見込まれますが、終息時期を見通すことは出来ず、依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。

このような状況のもと、当社は引き続き事業基盤の拡充並びに競争力強化に向けた諸施策を推進してまいります。

① コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けており、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

当社の主たる業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の非常に厳しい法的規制を受けております。

法令遵守及び専門的知識に基づいた適切なサービスの提供は今後の当社グループの業績向上や成長には欠くことの出来ない重要な要素であり、そのためには、優秀な人材の採用と教育が重要な課題と認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を実施し、当社グループの経営方針、姿勢に共感を持った人材の採用と、従業員のモチベーション向上のため新人事制度の定着及び働きやすい職場環境の推進と、さらなるワークライフバランスの向上が必要と考えております。人材育成においては、教育研修制度として社内共通研修、階層別研修、部門専門研修を導入しており、各人のキャリアプラン支援を積極的に図ってまいります。

(4) 主要な事業の内容 (2021年3月31日現在)

当社は、主として廃棄物の最終処分及び収集運搬というサービスを提供しております。

(5) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

- ① 営業所 : 本社(浜松市西区)
- ② 工場 : 遠州クリーンセンター(浜松市西区)、浜名湖クリーンセンター(浜松市西区)

(6) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	1名増	45.3歳	11.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 上記従業員数には、平均臨時雇用者数は含まれておりません。

(7) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) 主要な借入金の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000 株

(2) 発行済株式の総数 200 株

(3) 当事業年度末の株主数 1 名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ミダック	200	100.0

3. 新株予約権等に関する事項 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	熊谷裕之	株式会社ミダック 専務取締役
取締役	加藤恵子	株式会社ミダック 代表取締役社長
取締役	高橋将矢	
取締役	熊谷俊	事業部長
監査役	鈴木清彦	株式会社ミダック 取締役事業部長

- (注) 1. 取締役の任期は2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。  
 2. 監査役の任期は2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報 酉 等 の 額 ( 千 円 )	報 酉 等 の 種 類 别 の 総 額 ( 千 円 )			対象となる役員の員数(名)
		基 本 報 酉	業 績 連 動 報 酉 等	非 金 錢 報 酉 等	
取 締 役	12,602	7,501	-	5,101	2
監 査 役	-	-	-	-	-
合 計	12,602	7,501	-	5,101	2

- (注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
 また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)			(負債の部)
流動資産	2,229,981	流動負債	537,341
現金・預金	1,926,564	未払金	83,222
売掛金	297,515	未払費用	6,231
たな卸資産	1,660	未払法人税等	373,468
前払金	772	未払消費税等	68,132
前払費用	2,263	預り金	365
未収入金	984	前受収益	844
立替金	219	賞与引当金	5,077
固定資産	848,492		
有形固定資産	655,796		
建物	20,048		
建物付属設備	12,667		
構築物	166,269		
機械・装置	123,252		
船舶	6,647	固定負債	564,805
車両・運搬具	783	最終処分場維持管理引当金	560,875
工具・器具・備品	5,846	受入保証金	3,844
建設仮勘定	11,588	長期前受収益	85
土地	308,689		
無形固定資産	2,795	負 債 合 計	1,102,147
ソフトウェア	2,795	(純資産の部)	
電話加入権	0	株 主 資 本	1,976,325
		資本金	10,000
投資その他の資産	189,900	資本剰余金	12,000
出資金	10	資本準備金	12,000
長期前払費用	20,474	利益剰余金	1,954,325
繰延税金資産	52,764	その他の利益剰余金	1,954,325
保険積立金	8,000	繰越利益剰余金	1,954,325
差入保証金	190		
長期預け金	108,462		
		純 資 產 合 計	1,976,325
資 产 合 計	3,078,473	負 債 純 資 產 合 計	3,078,473

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**損 益 計 算 書**

自2020年4月1日 至2021年3月31日

(単位:千円)

科	目	金額
売上高		2,315,551
売上原価		376,542
売上総利益		1,939,009
販売費及び一般管理費		285,500
営業利益		1,653,509
<b>営業外収益</b>		
受取利息	208	
受取配当金	0	
賃貸料収入	1,757	
固定資産売却益	4,318	
受取手数料	8,160	
雑収入	108	14,553
<b>営業外費用</b>		
不動産賃貸原価	1,226	
雑損失	35	1,262
経常利益		1,666,800
税引前当期純利益		1,666,800
法人税住民税及び事業税	619,628	
法人税等調整額	△ 7,773	611,854
<b>当期純利益</b>		1,054,946

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自2020年4月1日 至2021年3月31日

(単位:千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本準備金	利益剰余金			株主資本合計			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
当期首残高	10,000	12,000	-	-	1,349,379	1,349,379	1,371,379	
当期変動額								
剰余金の配当					△ 450,000	△ 450,000	△ 450,000	
当期純利益					1,054,946	1,054,946	1,054,946	
当期変動額合計					604,946	604,946	604,946	
当期末残高	10,000	12,000	-	-	1,954,325	1,954,325	1,976,325	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 【 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### たな卸資産

- (1) 原材料 総平均法による原価法を採用しております。  
(2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産

法人税法の規定による定率法を採用。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については法人税の規定に基づく定額法を採用。

#### 無形固定資産

法人税法の規定による定額法を採用。

### 3. 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

#### 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当期負担額を計上する。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【 株主本等変動計算書に関する注記 】

### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 200 株

### 2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月25日 開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 550,000 千円  
② 1株当たりの配当額 2,750,000 円  
③ 基準日 2021年3月31日  
④ 効力発生日 2021年6月28日

監査役の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

私は監査役として、2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年5月14日

株式会社 ミダックはまな 監査役

監 査 役 鈴木清彦 ㊞

以上